

## 県営住宅の社会福祉事業等への活用に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県営住宅条例(平成9年3月25日条例第23号(以下「条例」という。))第2章に規定する社会福祉事業等に対する県営住宅の使用許可(以下「使用許可」という。)について、必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 対象とする社会福祉事業等は、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年8月30日厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。)第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)とする。

### (運営主体)

第3条 県営住宅を使用することができる事業運営主体は、省令第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)とする。

### (許可要件)

第4条 県市住宅の使用は、次の要件をいずれも満たす場合に限り、許可することができるものとする。

- (1) 県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がないこと。
- (2) 県営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への住宅供給に支障が生じないこと。
- (3) 当該社会福祉法人等による社会福祉事業等の円滑な実施が担保されていること。
- (4) 当該社会福祉法人等が、緊急時等に県営住宅使用者を支援できる施設を有すること。

### (住戸条件)

第5条 使用できる県営住宅は、原則として次の全ての条件を満たす住戸とする。

- (1) 耐火構造であること。
- (2) 一般世帯向け住戸であること。
- (3) 個々の入居者の居室は、原則として個室とすること。

### (対象住宅)

第6条 前条に該当する住戸の存する県営住宅を使用許可の対象住宅とする。

2 使用許可申請時点において、入居予定のない住宅とする。

第7条 使用許可の期間は、1年以内とし年度を超えない範囲とする。ただし、更新することを妨げない。

### (関係機関との協議)

第8条 社会福祉事業等の所管課は、原則として社会福祉法人等から社会福祉事業等の運営承認申請又は運営内容変更承認申請時に県営住宅の使用の希望があった場合、その希望状況を把握し、県営住宅使用希望一覧(以下「希望一覧」という。別記様式第1号)を作成するものとする。

2 前項の規定により希望一覧を作成した社会福祉事業等の所管課の長は、事業実施における県営住宅使用の必要性及び妥当性について意見を付して土木部住宅課長に提出するものとする。

### (使用料)

第9条 使用料は、公営住宅法施行令第2条に基づいて算定し、収入分位1ランク並みの使用料額とする。

(申請の手続き)

第10条 県営住宅を使用して社会福祉事業等の実施を希望する社会福祉法人等は、県営住宅使用許可申請書(別記様式第2号)に使用許可を申請する県営住宅等を記載して知事に提出し、その使用許可を受けるものとする。

この場合において、申請書には原則として次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該社会福祉法人等の概要を記載した書類(定款等)
- (2) 社会福祉事業等を運営すること又は運営する見込みであることを証明する書類等
- (3) 当該県営住宅に入居しようとする者の住民票及びその収入を証明する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、使用許可を行ったときは、県営住宅使用許可書(別記様式第3号)により社会福祉法人等に通知するものとする。

3 住宅課長は、知事が使用許可を行った後、その旨社会福祉事業等の所管課長に通知するものとする(別記様式第4号)。

(許可更新の手続き)

第11条 社会福祉法人等が継続して翌年度においても県営住宅を使用しようとする場合は、2月末までに県営住宅使用許可申請書(別記様式第2号)を提出し、4月1日からの使用許可を受けるものとする。

(事前説明)

第12条 使用許可を受けようとする社会福祉法人等は、使用しようとする県営住宅の自治会等へ事前に説明回答を実施し、事業に対する理解を得なければならない。

(許可条件)

第13条 知事は、使用許可を行う場合に次の条件を付するものとする。

- (1) 当該社会福祉法人等は、入居者が団地内の住民と良好な関係を維持できるよう努めなければならない。
- (2) 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認められるときは、当該社会福祉法人等に対して、当該県営住宅の使用の状況を報告させることができること。
- (3) 当該社会福祉法人等は、県営住宅使用許可申請内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) 知事は、社会福祉法人等が使用許可の条件に反したとき、また県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるときは社会福祉法人等に対する使用許可を取り消すことができること。
- (5) その他、必要と認められること。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、社会福祉事業等を運営する社会福祉法人等に対する県営住宅の使用許可に関して必要な事項は、別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月11日から施行する。